

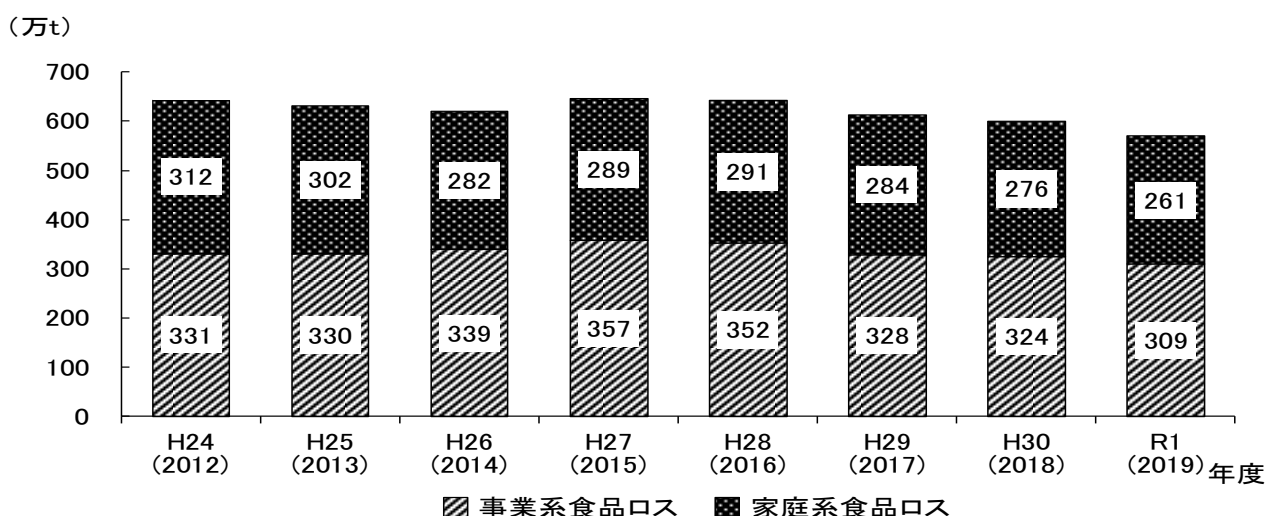
第5章 食品ロス

第1節 食品ロスの現状と課題

1. 我が国の食品ロスの現状

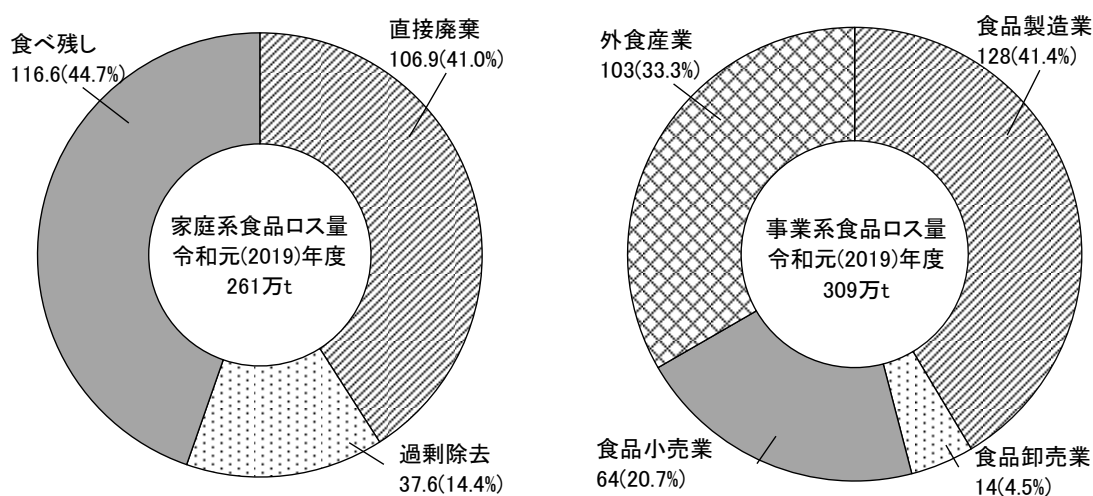
国が発表した令和元(2019)年度の食品ロス量は570万tで、家庭系食品ロス量が261万t、事業系食品ロス量が309万tと、いずれも、食品ロス量の推計を開始した平成24(2012)年度以降、最小値となっています。また、国民1人当たりの食品ロス量は、1日約124g(茶碗約1杯のご飯の量に近い量)となります。

食品ロスの内訳をみると、家庭系食品ロスは、直接廃棄が106.9万t、過剰除去が37.6万t、食べ残しが116.6万tとなっており、事業系食品ロスは、食品製造業から128万t、食品卸売業から14万t、食品小売業から64万t、外食産業から103万t発生しています。



出典:農林水産省HP「食品ロス量の推移(平成24～令和元年度)」

図 5-1-1 我が国の食品ロス量の推移 (平成24(2012)～令和元(2019)年度)



出典:家庭系食品ロス:環境省「令和2年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」
事業系食品ロス:農林水産省「日本の食品ロスの状況(令和元年度)」

図 5-1-2 我が国の食品ロス量の内訳 (令和元(2019)年度)

2. 岡山県の食品ロスの現状

岡山県が推計した令和元(2019)年度の食品ロス量は12.9万tで、家庭系食品ロス量が3.7万t、事業系食品ロス量が9.2万tと、事業系食品ロスの占める割合が高くなっています。また、岡山県民1人あたりに換算すると、1日約186g(家庭系食品ロスのみでは、約53g)となります。

内訳をみると、家庭系食品ロスは、直接廃棄が1.6万t、過剰除去が0.6万t、食べ残しが1.6万tとなっており、直接廃棄と食べ残しがほぼ同程度となっています。また、事業系食品ロスは、食品製造業から6.7万t、食品卸売業から0.2万t、食品小売業から1.1万t、外食産業から1.2万t発生しています。岡山県は、食品製造業から発生する食品廃棄物量が多く、県の事業系食品ロス量のおよそ7割を食品製造業が占めています。

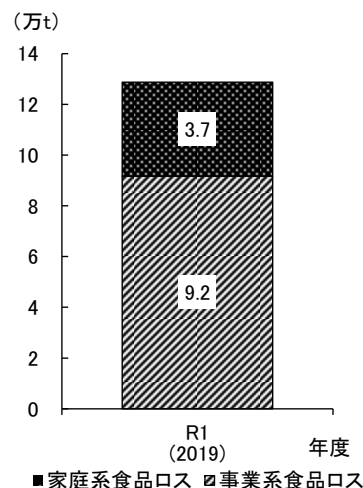
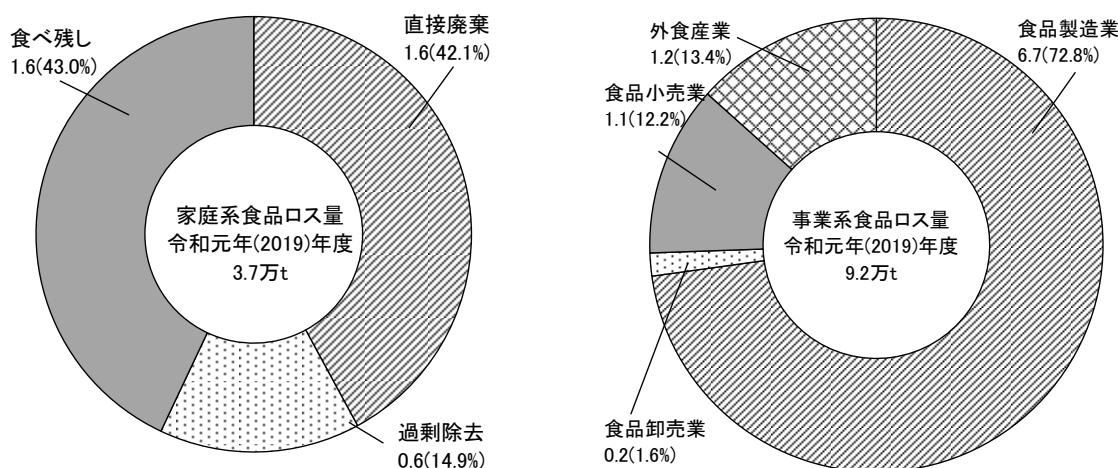


図 5-1-3 岡山県の食品ロス量 (令和元(2019)年度)



※四捨五入の都合上、グラフ中の各値と合計が合わない場合がある。

図 5-1-4 岡山県の食品ロス量とその内訳の推計 (令和元(2019)年度)

食品ロスの推計方法**<家庭系食品ロス>**

家庭系食品ロスは、国が公表している「岡山県の家庭系収集ごみ量（生活系ごみ収集量から粗大ごみの収集量を除いた値）」、「家庭系収集可燃ごみに占める食品廃棄物の割合」および「食品廃棄物に占める食品ロスの割合」を用いて推計しています。

<事業系食品ロス>

事業系食品ロスは、岡山県の食品関連事業所のうち、「食品廃棄物等多量発生事業者*」（以下、「多量発生事業者」または「 $\geq 100t$ 事業者」という）と、「多量発生事業者以外の事業者」（以下、「 $< 100t$ 事業者」という）について、それぞれ算出しています。

$\geq 100t$ 事業者からの食品ロス量は、国が公表している岡山県の「多量発生事業者」からの食品廃棄物量に、同じく国が公表している食品廃棄物等の可食部割合を乗じて食品ロス量を算出しています。

$< 100t$ 事業者からの食品ロス量は、経済センサスや国の公表データから、単位事業所あたりの食品ロス量を求め、岡山県の「 $< 100t$ 事業者」の事業所数を乗じて算出しています。

***「食品廃棄物等多量発生事業者」**

食品廃棄物等の前年度の発生量が $100t$ 以上の食品関連事業者のことで、毎年度、主務大臣に対し食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられています。報告値は、都道府県別に集計され、農林水産省HP上で公開されています。なお、食品廃棄物の約85%が多量発生事業者から発生しています。

3. 岡山県の食品ロスに関する課題

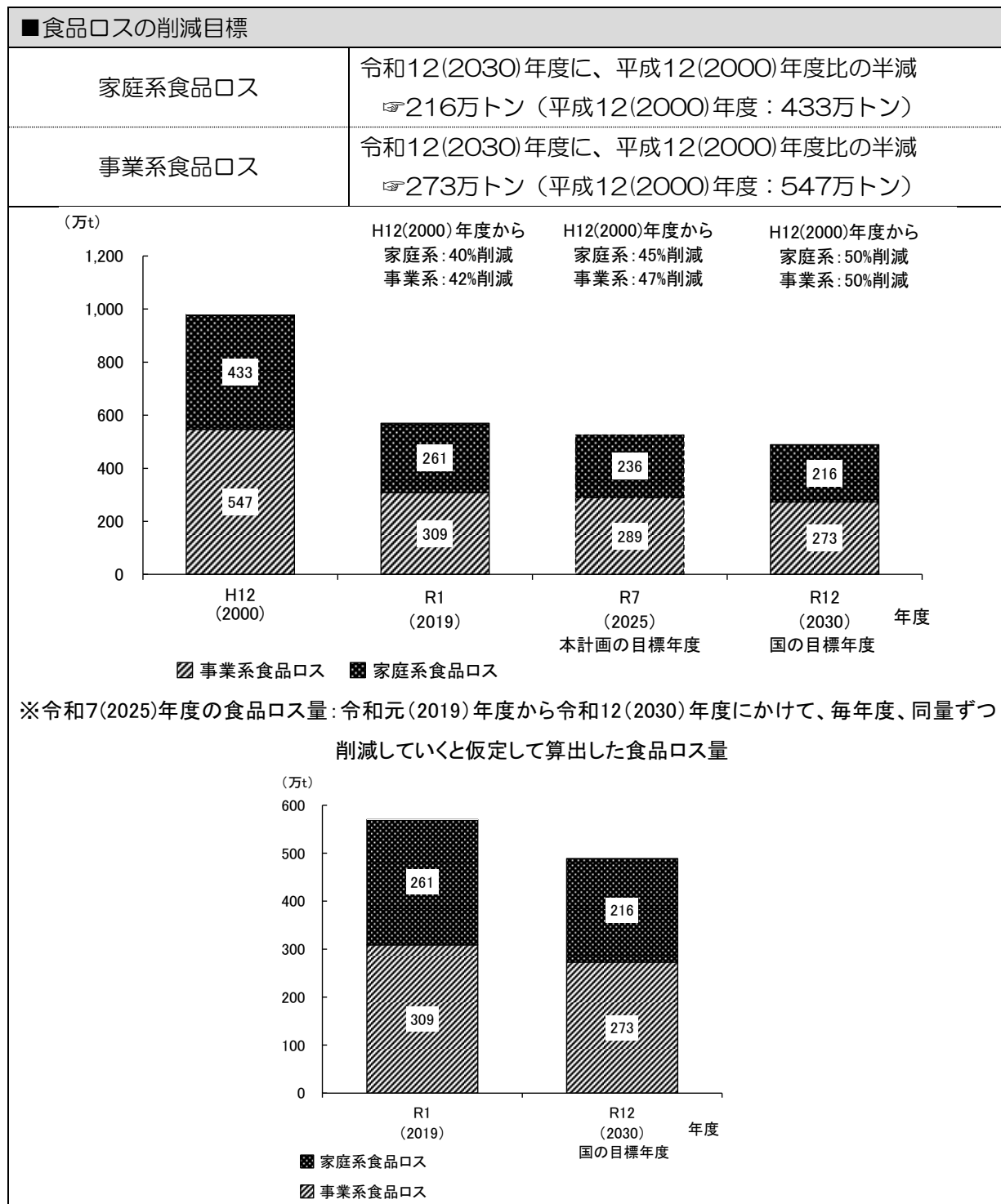
岡山県の食品製造業から排出される食品廃棄物は全国で7番目に多く、それに伴い食品ロスの発生量は、全国的にみても高い傾向にあります。国の調査によると、食品製造業から発生する食品ロスは、8割以上が製造工程で発生しています。また、食品ロスになった理由として、原料や在庫品の賞味期限切れや端数品（例：1箱にならないもの）、納品期限切れ等が挙げられています。このように、流通や商習慣の都合上、販売には適さないがまだ食べられる食品が多くあることが推察され、これらの有効な活用方法を検討する必要があります。また、卸売・小売業者に対しては、賞味期限・消費期限に近い食品から購入するよう促すなど売り切る工夫への取組、消費者に対しては、家庭系食品ロスにおいて直接廃棄と食べ残しの割合が高いことから、期限表示に対する正しい理解への啓発や、家庭での食べ残しを減らすポイントについての情報提供等を行う必要があります。

第2節 食品ロスの将来予測と目標

1. 食品ロス削減推進法基本方針における削減目標

食品ロス削減推進法基本方針において示されている食品ロス削減に関する目標値は、以下のとおりです。

表 5-2-1 食品ロス削減推進法基本方針における食品ロスの削減目標等



■食品ロス問題の認知度	
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80% (令和元(2019)年度調査：76.5%)

2. 県の将来予測と削減目標

(1) 県の将来予測

計画目標年度を令和7(2025)年度として、次の方法により、ごみ量の将来予測を行いました。

① 家庭系食品ロス量の将来予測

家庭系食品ロス量の将来予測については、一般廃棄物の生活系ごみの将来予測を基に算出しました。具体的には、第3章第2節で整理した、令和元(2019)年度の生活系ごみ排出量実績(460.3千t)と、令和7(2025)年度の排出量予測(446.7千t)より、令和元(2019)年度から令和7(2025)年度の増減割合を算出し、この割合を、令和元(2019)年度の家庭系食品ロス量(3.7万t)に乗じて、令和7(2025)年度の家庭系食品ロス量を算出しました。

② 事業系(食品製造業以外)食品ロス量の将来予測

事業系食品ロスのうち、食品製造業以外(食品卸売業、食品小売業、外食産業)の将来予測については、一般廃棄物の事業系ごみの将来予測を基に算出しました。具体的には、第3章第2節で整理した、令和元(2019)年度の事業系ごみ排出量実績(237.0千t)と、令和7(2025)年度の排出量予測(236.4千t)より、令和元(2019)年度から令和7(2025)年度の増減割合を算出し、この割合を、令和元(2019)年度の事業系(食品製造業以外)食品ロス量(2.5万t)に乗じて、令和7(2025)年度の事業系(食品製造業以外)食品ロス量を算出しました。

③ 事業系(食品製造業)食品ロス量の将来予測

事業系食品ロスのうち、食品製造業の将来予測については、産業廃棄物(製造業)の将来予測をもとに算出しました。具体的には、第4章第2節で整理した、令和元(2019)年度の製造業の排出量実績(3,098千t)と、令和7(2025)年度の排出量予測(3,040千t)より、令和元(2019)年度から令和7(2025)年度の増減割合を算出し、この割合を、令和元(2019)年度の事業系(食品製造業)食品ロス量(6.7万t)に乗じて、令和7(2025)年度の事業系(食品製造業)食品ロス量を算出しました。

(2) 食品ロス量の将来予測結果

岡山県における食品ロス量の予測を行った結果、令和7(2025)年度の食品ロス量は令和元(2019)年度とほぼ同程度となる見込みです。

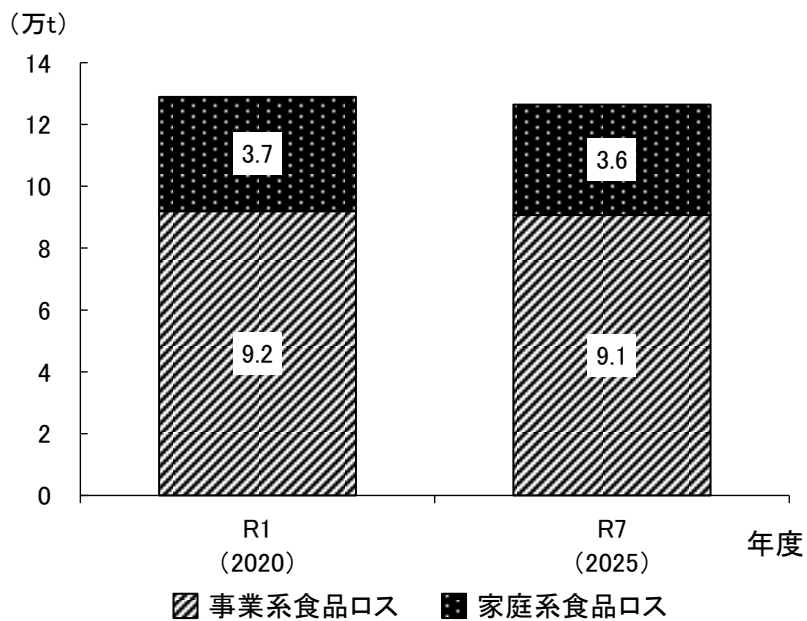


図 5-2-1 岡山県の食品ロス量の将来予測結果

(3) 食品ロス量の削減目標

令和7(2025)年度における食品ロス量を、家庭系3.3万トン、事業系8.6万トンとすることを目指します。

令和元(2019)年度の我が国の食品ロス量は、家庭系が261万トン、事業系が309万トンとなっており、令和12(2030)年度目標値を達成するためには、さらに家庭系を17.2%削減、事業系を11.7%削減する必要があります。

本県における削減目標もこれに倣い、令和元(2019)年度推計値(家庭系3.7万トン、事業系9.2万トン)を基準とし、家庭系を18%削減、事業系を12%削減し、これにより、岡山県の令和12(2030)年度における食品ロス量は、家庭系3.0万トン、事業系8.1万トンとなります。このことから、令和7(2025)年度の食品ロス量を、家庭系3.3万トン、事業系8.6万トンとすることを目指します(県民1人1日あたり約176g(家庭系食品ロスのみでは約49g))。

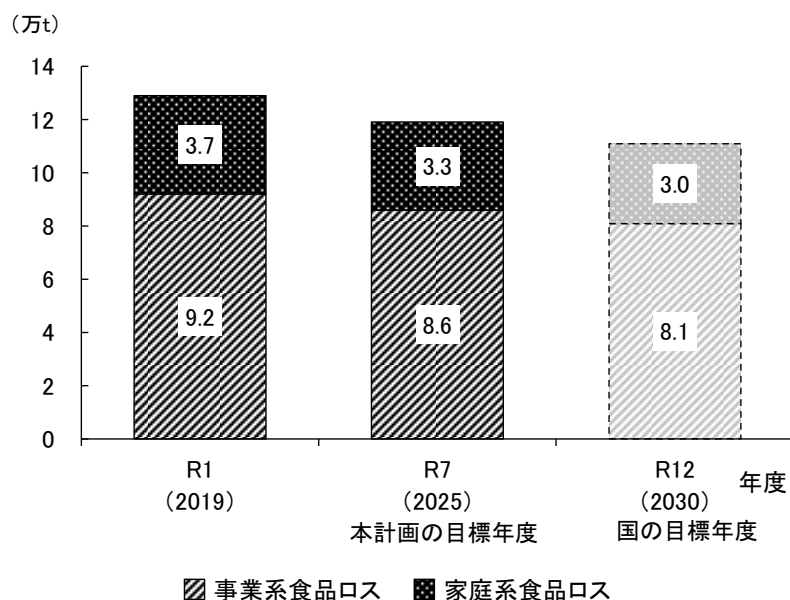


図 5-2-2 岡山県の食品ロス目標値

(4) 食品ロス問題に取り組む消費者の割合

令和7(2025)年度までに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上にすることを目指します(暫定)。

令和2(2020)年度に実施した県民アンケート調査によると、食品ロスの問題を認知して削減に取り組む県民の割合は、56.3%でした。国の目標値は、令和7(2025)年度までに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上にすることを目指しており、本県でも基本的にこの数値を踏襲します。

第3節 目標達成等に向けての取組

【取組項目に付しているマークの意味】

- 新規 今期計画から新たに取り組む項目
- 拡充 前期計画から取り組みを拡充した項目
- 重点 今期計画で重点的に取り組む項目

1. 岡山県の施策

(1) 県民に対する普及啓発等 新規 重点

県民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるよう、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、地域の教育機関等と連携しながら推進していきます。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭系食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材の活用 ・ 期限表示の正しい理解（賞味期限と消費期限の違い等）の促進 ・ 外食時の食べきり・持ち帰り等に係る啓発の推進 ・ 商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発 ・ 食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）での、食品ロス削減の機運上昇のための取組の実施 ・ 食品ロス削減を担う人材育成のための、教材の開発・提供の推進 ・ 学校等での食品ロス削減の教育

食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材

岡山県では、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材「この一冊で食品と家計のもったいないを減らそう！（2021年10月発行）」を作成しています。

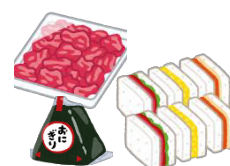
冊子の中では、食品ロスの説明や、日常生活でできる削減ポイントを記載しています。また、令和2(2020)年度に、若い世代に向けた食品ロス削減意識の醸成のための啓発として実施した「のこさずたべよう」の取組結果も掲載しています。



賞味期限・消費期限

消費期限とは・・・

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことで、お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。



賞味期限とは・・・

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことで、スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示されています。



※いずれの期限が記載されている場合でも、食品は表示されている保存方法を守って保存しておくことが大切です。ただし、一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

ローリングストック

「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考慮して古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。食品ロスの削減につながるほか、災害時用の非常食として備蓄することになります。農林水産省では、このローリングストックを含めた「災害時に備えた食品ストックガイド」を作成し、ホームページ上で公開しています。



(2) 事業系食品ロス削減の推進 **新規**

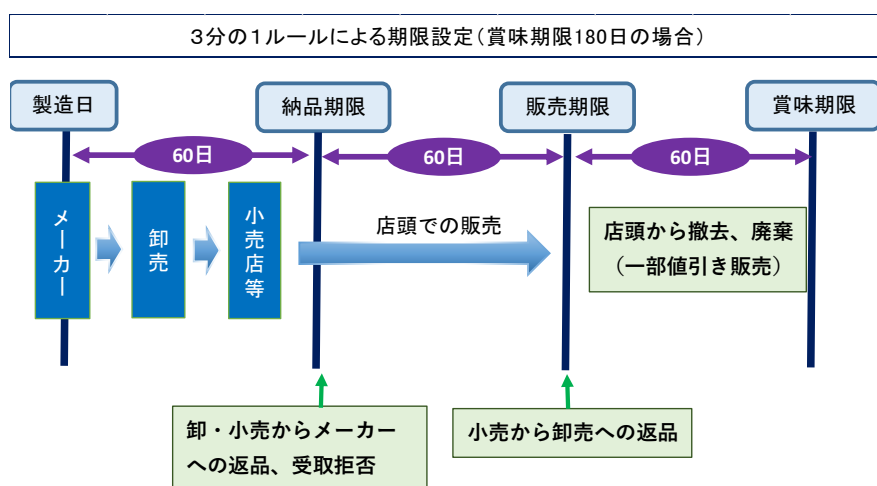
食品ロスの半分以上を占める事業系食品ロスについて、食品関連事業者等と連携した削減の方策等について検討し、食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進します。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ・規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）の促進 ・食品ロス削減のための商習慣の見直し等の取組の推進、消費者理解の促進 ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売の推進 ・需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進 ・食べきりや持ち帰りについての周知、啓発の推進 ・ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体による積極的な活用の推進 ・需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進

加工食品の納品期限（3分の1ルール）

サプライチェーンにおいては、賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例、いわゆる「3分の1ルール」があります。例えば、賞味期限が180日の場合、製造から60日までに小売店舗の納品することになりますが、ここまでに納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性があります。このため、厳しい納品期限を緩和することは食品ロスの削減につながることを期待されます。

国は、納品期限の緩和に取り組んでいる（取り組み予定を含む）事業者名を公表しており、令和2(2020)年10月30日時点で、142の小売事業者がこれに取り組んでいます。



賞味期限表示の大括り化

食品の多くは、賞味期限表示が「年月日」で表示されています。一方で、小売業者の在庫商品よりも賞味期限が前であることが理由で、商品を納品できないことがあります（例えば、賞味期限が1月20日の商品を入荷した場合、同じ商品でも1月19日のものは入荷できない）、これにより納品できなかった商品は廃棄の可能性が高まります。このため、賞味期限を「年月」または「日まとめ（年月日表示のまま、日の表示を例えば10日単位で統一）」にするなど『大括り化』して表示することにより、在庫商品と納品する商品の賞味期限が同一となり、食品ロスの削減につながることを期待されます。

国は、賞味期限表示の大括り化に取り組んでいる（取り組み予定を含む）製造業者を公表しており、令和2(2020)年10月30日時点で、156の製造業者がこれに取り組んでいます。

食べきり・持ち帰り

我が国の食品産業から発生する食品ロス600万トンのうち、外食産業からは116万トンが発生しており、その多くは食べ残しによるものが相当程度を占めています。岡山県の外食産業からの食品ロスは1.3万トンとなっており、食品産業の15%程度を占めています。

現在、これら飲食店等から発生する食品ロスの削減に向けて、「食べきり」運動や、食べきれずに残した料理を自己責任の範囲で持ち帰る「持ち帰り」の呼びかけが広がり始めています。岡山県でも、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、食品ロスの削減に向けて取り組んでいます。

(3) 調査・情報の収集及び提供 **新規**

食品ロスの削減のための取組内容について、その効果を評価するため、アンケート等による調査を行います。また、本県および全国の先進的な取組や優良事例を協議会やシンポジウム、啓発イベントなど、様々な機会にて情報収集を行い、県ホームページや広報誌等の各種媒体を通じて、情報を提供・発信します。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロスの発生量推計の継続的な実施 ・食品ロス問題を認知し、削減に取り組む消費者の割合を把握するための調査の実施 ・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する ・若者などによる積極的な取組事例の収集及び提供の強化、SNS等を活用した食品ロス削減のアイデアの募集 ・エシカル消費（倫理的消費）の啓発との連動、消費社会へのつながりの意識を喚起する

エシカル消費

エシカル消費（倫理的消費）とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。例えば、お店に並んでいる商品を選ぶ時は、誰がどこで作り、お店までどのように運ばれてきたのか（環境や人の暮らしを守って作られているか）を意識し、購入時には、必要な人が他にもいることを想像して、必要な分だけを買うようにする等、商品・サービスを選択する際に、「品質」や「価格」以外に、「エシカル消費」という基準も必要となってきます。

また、エシカル消費は、平成27(2015)年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、特にゴール12に関連する取組として、近年注目されています。



(4) 未利用食品を活用するための活動の支援等 **新規** **重点**

事業系食品ロスの削減策として、未利用食品の有効利用の1つに、フードバンク活動が挙げられます。フードバンク活動は食品ロスの削減に直結するほか、社会福祉の観点からも意義のある取組であることから、その活動への県民、事業者等の理解を促進していきます。

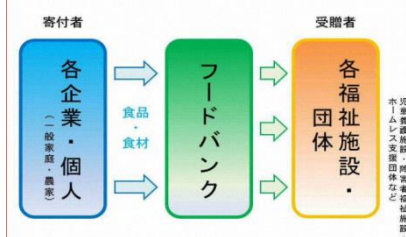
主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ・食品を提供したい食品関連事業者と提供を受けたいフードバンクをタイムリーにつなぐためのシステムを構築し、運用する。 ・フードバンク活動に関する情報共有や課題整理を行うための検討会を開催する。 ・未利用農産物、災害備蓄品の有効活用について、市町村及び関係団体等と情報共有を行う。

フードバンク活動

フードバンク活動とは、生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を、食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組のことです。これは、50年以上前に米国で始まり、我が国でも、ようやく認知され、活動が広がり始めたところです。

農林水産省が行った調査結果によると、全国のフードバンクの食品取扱量は年々増加しており、平成30(2018)年度は2,850トンにのぼっています。また食品提供先についても、これまでの主な提供先であった「生活困窮者支援団体」や「児童養護施設」、「障害者施設」に加え、「子ども食堂」や「個人支援」が増えており、フードバンク活動のあり方も変化していると考えられます。

食品ロス削減に向けては、フードバンク活動の活発化、食品取扱量の拡充が進むことで、特に未利用食品が有効利用されることが見込めますが、運営における予算（活動費）や人員の不足、提供された食品の保管・運搬設備の不足、食品提供先と受入先との調整業務の煩雑化といった課題が足かせになっており、行政からの支援が期待されています。



＜フードバンク活動の概要＞
「フードバンクの現状について（農林水産省HPより）」